

市役所窓口業務のお知らせ

住民異動に伴う業務で窓口を開きます

3/27^土・28^日・4/3^土・4^日

開設窓口 ●時 間：午前8時30分～午後5時15分 ●場 所：市役所本庁舎 ※各支所、各連絡所は開設しません。
●駐 車 場：市営荷揚中央駐車場、市営荷揚西駐車場をご利用ください。(市役所をご利用の場合は、無料です。)

受付窓口	取り扱い業務	お問い合わせ
市民課 (本庁舎1階)	●5番 ●住民異動届の受け付け ※戸籍届け出と同時にを行う場合は取り扱うことができません。 戸籍の届け出は、当直室(本庁舎地下1階)で24時間受け付けています。 ●住民異動に伴う住民票の写し・記載事項証明書の交付 ●住民異動に伴う印鑑登録の受け付け、印鑑登録証明書の交付 ●転入や転居に係る小・中学校の転入学通知書の交付	☎537-5734
	●7番 ●住民異動に伴う水道の届け出、ごみカレンダーの配布	
子育て支援課 (本庁舎1階)	●13番 ●住民異動に伴う児童手当・子ども医療費助成の受け付け	☎537-5793
国保年金課 (本庁舎1階)	●9番 ●住民異動に伴う国民健康保険の資格異動届け出など ※国民年金の手続きは、年金事務所での確認が必要なため、取り扱うことができません。	☎537-5736
国保年金課 (本庁舎2階)	●住民異動に伴う国民健康保険税の相談、納付	

※届け出には印鑑(朱肉を使うもの)、本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーカード(お持ちの人のみ)などが必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。
※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書の取得は、コンビニ交付サービスをご利用ください。

市民課窓口状況案内

市民課窓口の待ち人数と呼び出し中の受付番号、交付番号を市ホームページや二次元コードから確認できます。窓口での待ち時間の有効活用にお役立てください。



▲待ち人数の確認はこちら

月～金曜日(祝日を除く) 窓口時間を午後6時まで延長しています

開庁窓口 ●時 間：午前8時30分～午後6時
●場 所：市役所本庁舎 ※各支所、各連絡所は午後5時15分までです。

受付窓口	午後5時15分以降の対象業務	お問い合わせ
市民課 (本庁舎1階)	●戸籍、住民異動届、印鑑登録、水道使用の受け付けなど ●戸籍・住民票・印鑑登録証明書などの交付	☎537-5614
パスポートセンター (本庁舎地下1階)	●旅券交付	☎574-6355
国保年金課 (本庁舎1階)	①国民健康保険・後期高齢者医療の資格・給付(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付の受け付けは、本庁舎2階で行います。) ②国民年金の加入・変更、保険料免除など	①☎537-5616 ②☎537-5617 (国民年金室)
障害福祉課 (本庁舎1階)	①医療費助成、各種手当 ②障害福祉サービスに関すること	①☎537-5786 ②☎537-5658
子育て支援課 (本庁舎1階)	●児童手当、児童扶養手当、医療費助成など	☎537-5793
※子ども入園課 (本庁舎1階)	●認可保育施設の入所に関すること ※3月31日までは保育・幼児教育課が窓口となります。	☎537-5794
税証明窓口 (本庁舎1階)	●税証明のうち「所得証明書、市民税・県民税課税証明書」の交付	☎537-5673

※午後5時以降は、他の行政機関などが閉庁するため、取り扱いができない場合があります。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

4月1日から 市の機構が一部変わります

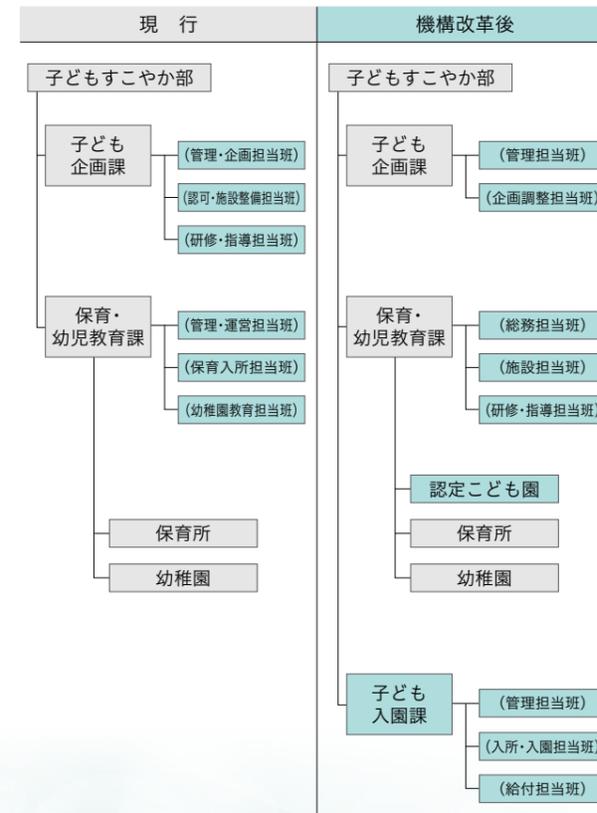
本市では複雑化・多様化する市民ニーズに対して、より質の高いサービスを迅速かつ的確に提供できるよう、機構改革を実施しています。今回の機構改革の主な内容をお知らせします。

☎ 人事課 ☎537-5604

子ども入園課の設置および子ども企画課の事務の見直し

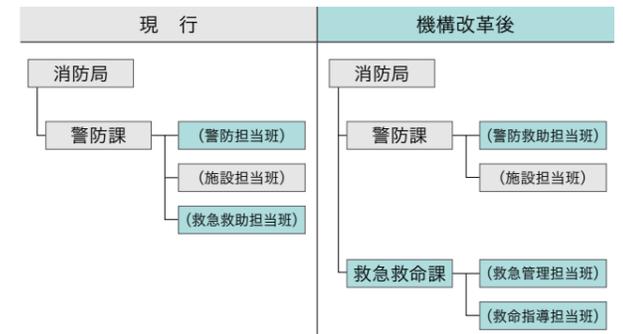
保育・幼児教育課から保育施設等の入園手続きに関する業務等を分離し、効率的に行う部署として「子ども入園課」を設置するとともに、子ども企画課から保育施設等の研修・指導業務および施設整備業務を保育・幼児教育課に移管し、保育サービスのさらなる向上を図ることとします。

また、子育て支援施策の総合的な推進に向けた企画・調整部門の一元化を図るため、子育て支援課から子どもの貧困対策に関する業務等を子ども企画課に移管することとします。



救急救命課の設置

医療機関との連携を図る中で、高度な救命処置等を実施するとともに、救急隊員に対する教育体制を強化するため、消防局警防課から救急業務を分離し、「救急救命課」を設置することで、より質の高い迅速かつ確かな救急サービスを提供することとします。



ICT推進室の設置

ICTを活用した業務のデジタル化を進め、市民の利便性の向上、行政事務の効率化を図るため、情報政策課の課内室として「ICT推進室」を設置します。

